大崎町公告第14号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化推進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定より公告し、該当地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお,利害関係人は,当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは,縦覧期間満了までに,本町に意見書を提出することができます。

令和7年8月26日

大崎町長 東 靖弘

記

1. 地域計画の変更案地区

荒佐野地区

中部地区

2. 縦覧期間

令和7年8月26日(火)から令和7年9月8日(月)まで(土日及び祝日を除く。)

3. 縦覧場所

大崎町役場農林振興課

4. 意見書の提出について

変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1). 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2). 提出期限

令和7年9月8日(月)

(3). 提出方法

直接持参又は郵送により提出

(4). 提出先

鹿児島県曽於郡大崎町假宿 1029 番地 大崎町役場農林振興課営農推進係